

愛知県公報

発行／愛知県 編集／総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目 次

告 示

○救急病院及び救急診療所の認定	第431号	(医務課)	1
○都市計画道路事業の事業計画の変更認可 (知多都市計画道路事業3・4・505号緒川南北線)	第432号	(都市整備課)	2

公 告

○愛知県労働委員会委員候補者の推薦	(労働福祉課)	2
○林業種苗法による育種母樹林の指定	(林務課)	2
○建設業者の許可の取消し	(都市総務課)	2
○宅地建物取引業法による免許の取消し	(同)	3

告 示

愛知県告示第431号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院及び救急診療所を認定した。

令和6年11月5日

愛知県知事 大村秀章

名 称	所 在 地	認 定 年 月 日	認 定 有 效 期 限
医療法人済衆館済衆館病院	北名古屋市鹿田西村前111番地	令和6.11.1	令和9.10.31
一宮西病院	一宮市開明字平1番地	同 11.1	同 10.31
さくら病院	豊田市豊栄町11丁目131番地	同 11.1	同 10.31
医療法人慈豊会大島整形外科クリニック	豊橋市東田町井原39-7	同 11.1	同 10.31
愛知県厚生農業協同組合連合会渥美病院	田原市神戸町赤石1番地	同 11.1	同 10.31
あま市民病院	あま市甚目寺畦田1番地	同 11.3	同 11.2

愛知県告示第432号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を次のように認可した。

令和6年11月5日

愛知県知事 大村秀章

施 行 者 の 名 称	都市計画事業の種類及び名称	事 業 施 行 期 間	事 業 地	図 書 の 縦 覧 場 所
東浦町	知多都市計画道路事業3・4・505号緒川南北線	平成26年8月26日から 令和10年3月31日まで	収用の部分 変更なし 使用の部分 なし	東浦町役場

公 告

愛知県労働委員会使用者委員補欠委員（1名）を任命するため、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、次のように委員候補者の推薦を求める。

令和6年11月5日

愛知県知事 大村秀章

1 委員の任命

使用者委員は、使用者団体の推薦に基づいて知事が任命するものとする。

2 委員候補者の推薦

(1) 推薦団体

愛知県内ののみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とするか、又はその主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体

(2) 被推薦者

原則として1名とする。ただし、次のいずれにも該当しない者であること。

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

イ 国家公務員法（昭和22年法律第120号）、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、国会法（昭和22年法律第79号）その他の法令により就職又は兼職を禁止されている者

(3) 推薦手続

ア 推薦期間

令和6年11月6日（水）から令和6年12月5日（木）まで

郵送による場合は、令和6年12月5日（木）までの消印のあるものに限り受け付けるものとする。

イ 提出書類

使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次の書類を愛知県労働局労働福祉課に提出すること。

（ア）愛知県労働局労働福祉課で配布する推薦書

（イ）被推薦者の履歴書

3 問合せ先

愛知県労働局労働福祉課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

電話（052）954-6361

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、令和6年11月5日次の森林を育種母樹林に指定する。

令和6年11月5日

愛知県知事 大村秀章

指 定 号	樹 種	所 在 場 所	本 数	面 積	所 有 者	
					名 称	住 所
愛知・育6-1	ひのき	新城市上吉田字丙新多8-1	本 144	ha 0.03	愛知県	名古屋市中区三の丸三丁目1-2

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定に基づき、令和6年10月16日次のように建設業者の許可を取り消した。

令和6年11月5日

愛知県知事 大村秀章

1 処分を受けた者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
享栄不動産株式会社	西尾市羽塚町寅山16番地1	代表取締役 稲垣 淳	愛知県知事許可 (般-4) 第75166号

2 処分の内容

法第29条第1項の規定による建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

3 処分の原因となった事実

建設業許可業者である享栄不動産株式会社の代表取締役が、刑法（明治40年法律第45号）違反により令和2年11月2日に安城簡易裁判所において罰金刑の略式命令を受け、同月21日にその刑が確定している。このことは、法第29条第1項第2号に該当する。

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第3号の規定に基づき、令和6年10月16日次の宅地建物取引業者の免許を取り消した。

令和6年11月5日

愛知県知事 大村秀章

商号又は名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地	免許証番号
享栄不動産株式会社	稻垣 淳	西尾市羽塚町寅山16番地1	愛知県知事(7)第17067号

